

高知市長 様

## 誓約書

事業用クリーンエネルギー自動車等導入支援事業への申請にあたり、以下について誓約します。

- ア) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間(以下、「処分制限期間」という。)内において、市長の承認を受けないで支援の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しません。
- イ) 本支援に係る帳簿及び関係書類については車両登録日から6年を経過する年度末まで保管するとともに、本事業により取得した財産のうち処分制限期間を経過しないものに係る関係書類は、当該処分期間を経過するまで保管します。
- ウ) 世界的な半導体等の生産遅延や海外工場のロックダウン、その他特段な事由により納車等に遅延が生じ、別途通知する期間内に事業が完了しない場合は、支援費の支払いが制限される可能性があることに同意します。
- エ) その他、事業用クリーンエネルギー自動車等導入支援事業実施要領を遵守します。
- オ) 事業の適正な執行を確保すべく必要な範囲において、市長から書類の提出若しくは報告を求められ、又は自動車の保有等に関する調査等を求められた場合に、協力することに同意します。
- カ) 車両登録月の翌月から1か月間の消費燃料削減等に係る事業効果測定に協力することに同意します。
- キ) 申請車両は、リース及びサブスクリプション等、自動車検査証の所有者が申請者名義でない第三者で、契約期間の終了と共に車両を返却する支払い方式で契約した自動車ではありません。
- ク) 事業認定申請時点で支援対象となる自動車とは別に、社有車を1台以上保有しています(保有していない場合、支援対象外となります)。
- ケ) 個人情報等の取り扱いについては、高知市及び事業事務局(株式会社高知広告センター)に提供することに同意します。
- コ) 以下の申請者の要件すべてを満たしています。
- (1) みなし大企業(※1)ではありません。また、法人格を有する中小企業者(※2)ではありません。
- (2) 高知市に本社又は主たる事業所を有する事業者です。
- (3) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号いずれにも該当していません。
- (4) 性風俗関連特殊営業を行う事業者ではありません。
- (5) 政治、宗教、経済、文化等の団体や組織ではありません。
- (6) 日本標準産業分類における細分類5421に規定する自動車卸売業(ただし、二輪自動車卸売業、スクータ卸売業は除く)、新車小売業又は中古車小売業を営む者ではありません。
- (7) 支援対象として申請した内容(経費)に関して、高知市が実施する他の公的補助制度の交付申請をしていません。

注)

※1 みなし大企業とは、次のアからウまでのいずれかに該当する中小企業者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有しているもの

イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有しているもの

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めているもの

※2 中小企業者とは、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる者をいう。

年 月 日

屋号・商号: \_\_\_\_\_

申請者氏名: \_\_\_\_\_ 印

(認印可、ただし事業認定申請書で押印した印を使用すること)